

## オ 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度（2018年度）決算）	25,091 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度(2018年度)決算)	253 千円
支給実績（平成29年度（2017年度）決算）	29,732 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度(2017年度)決算)	334 千円

(注) 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成30年度（2018年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教職職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

## カ その他の手当（平成31年（2019年）4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度(2018年度)決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度(2018年度)決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円	同		13,791 千円	275,820 円

2 管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給	同		3,613 千円	903,250 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を使用している職員に対して距離区分に応じて2,000円～42,800円を支給	同		11,039 千円	124,033 円
4 宿直手当	宿直又は日直を命じられた職員に対して、医師21,000円/回、看護師長等7,400円/回を支給	同		8,909 千円	524,058 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である医師に対して368,400円以内を支給	同		26,217 千円	4,369,500 円
6 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同		12,281 千円	331,918 円
7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間あたりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同		9,274 千円	178,346 円
8 住居手当	居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内を支給	同		9,578 千円	319,266 円
9 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額30,000円、距離区分に応じて4,000円～58,000円を加算した額を支給	同		千円	円

10 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回以内を、週休日等以外の日の午前0時～午前5時までの間に勤務した場合、6,000円/回を支給	同		12 千円	12 円
11 災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給	同		千円	円

#### 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように考慮して、条例等で定めている。

##### (1) 勤務時間

一般的な職員の勤務時間は、次のとおりだが、交替制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難い場合は、別に定めている。

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	勤務時間の割振り		
		始業	終業	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	12時～13時

##### (2) 年次有給休暇

年次有給休暇は、採用された年を除き毎年20日付与され、与えられた日数をその年に使用しなかった場合、最高20日まで翌年に繰り越すことができる。

なお、平成30年（2018年）1月1日から12月31日までの全期間に在職した職員（育児休業者、休職者及び派遣者を除く。）の一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数は、11.7日である。

##### (3) 特別休暇

特別休暇とは、社会慣習上や物理上等の特別の事由により勤務しないことが相当である場合に認められる有給休暇である。

取得要件には、厳格かつ厳密な規定が設けられているが、ここでは、概要について記載している。

なお、本県では、平成31年（2019年）4月1日現在27の特別休暇がある。

内容	期間
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める時間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	その都度必要と認める時間
ドナー休暇	その都度必要と認める時間
ボランティア休暇	1暦年のうち5日以内
結婚休暇	5日以内
不妊治療休暇	1暦年のうち6日以内
産前休暇	出産予定日の8週前から出産の日までの請求した期間
産後休暇	出産の日の翌日から8週間
育児時間休暇	生後3年を経過するまで1日を通じて90分を超えない範囲内で必要と認める期間
生理休暇	請求した日から2日以内においてその都度必要と認める時間
妊娠中の女性職員が母子保健法第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合	その都度必要と認める期間
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内でおのおの必要と認める時間
妊娠障害休暇	14日以内
出産補助休暇	出産のため入院等の日以後40日以内において3日以内
男性の育児参加休暇	出産予定日の8週間前から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において5日以内
子の看護休暇	5日（養育する子が2人以上いる場合にあっては10日）以内
短期の介護休暇	5日（要介護者が2人以上いる場合にあっては10日）以内
忌服休暇	1日～10日（血姻関係により異なる。）
父母、配偶者及び子の祭日（父母、配偶者及び子の死亡後15年内の日に限る。）にあたる場合	慣習上最小限度必要と認められる期間（1日）
夏期休暇	任命権者が定める期間内で5日以内
長期勤続休暇	連続した2日以内
台風、地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1週間を超えない期間内においてその都度必要と認める期間

台風、地震、水害、火災その他の災害、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限若しくは遮断又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認める時間
台風、地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める時間
赴任のため勤務につけない場合	その都度必要と認める期間
昇任のための競争試験又は選考を受けるため出頭する場合	その都度必要と認める期間
あらかじめ人事委員会の承認を得て任命権者が定める事項に該当する場合	人事委員会が承認した期間
スクーリングを受ける場合	その都度必要と認める期間
国民体育大会、県民体育大会等へ参加する場合	その都度必要と認める期間

#### (4) 病気休暇

病気休暇とは、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、その療養に専念させる有給休暇である。

内容	期間
公務傷病による休暇	必要最小限度の期間
私傷病による休暇	引き続き90日以内の期間
結核による休暇	1年以内の期間

#### (5) 介護休暇

介護休暇とは、負傷、疾病又は老齢のため2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者等の特定の親族等を介護するために、勤務しないことが相当であると認められる無給休暇である。

内容	期間
特定の親族等を介護するために勤務しないことが相当と認められる場合	3回を超せず、かつ通算して6月を超えない範囲内において必要と認められる期間

#### (6) 介護時間

介護時間とは、負傷、疾病又は老齢のため2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者等の特定の親族等を介護するために、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる無給休暇である。

内容	期間
特定の親族等を介護するために勤務しないことが相当と認められる場合	連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

#### 5 職員の休業の状況

平成30年度(2018年度)の職員の休業の取得状況については次のとおりである。

## (1) 育児休業等の取得

## ① 育児休業承認期間

(単位：人)

	育児休業承認期間					
	6月以下	6月～1年以下	1年～1年半以下	1年半～2年以下	2年～3年以下	合計
男性職員	2	2				4
女性職員	1	81	87	75	59	303
合計	3	83	87	75	59	307

## ② 育児短時間勤務取得者

(単位：人)

	育児短時間勤務					
	月～金 3時間55分勤務	月～金 4時間55分勤務	週3日 7時間45分勤務	週2日7時間45分及び 1日3時間55分勤務	その他	合計
男性職員	1					1
女性職員	2	1	6	1		10
合計	3	1	6	1		11

## ③-1 部分休業承認期間

(単位：人)

	部分休業承認期間						
	1年以下	1年～2年以下	2年～3年以下	3年～4年以下	4年～5年以下	5年以上	合計
男性職員	3						3
女性職員	23	2	1	2			28
合計	26	2	1	2			31

## ③-2 一日の部分休業取得時間

(単位：人)

	1日の部分休業取得時間(平均)				
	30分以下	30分～60分以下	60分～90分以下	90分超	合計
男性職員	2	1			3
女性職員	9	11	7	1	28
合計	11	12	7	1	31

## (2) 自己啓発等休業の取得状況

(単位：人)

	自己啓発等休業承認期間					
	6月以下	6月～1年以下	1年～1年半以下	1年半～2年以下	2年～3年以下	合計
男性職員						
女性職員		1				1
合計		1				1

## (3) 修学部分休業の取得状況

(単位：人)

	修学部分休業承認期間				
	6月以下	6月～1年以下	1年～1年半以下	1年半～2年以下	合 計
男性職員					
女性職員					
合 計					

## (4) 高齢者部分休業の取得状況

(単位：人)

	高齢者部分休業承認期間					
	1年以下	1年～2年以下	2年～3年以下	3年～4年以下	4年～5年以下	合 計
男性職員						
女性職員						
合 計						

## (5) 配偶者同行休業の取得状況

(単位：人)

	配偶者同行休業承認期間					
	6月以下	6月～1年以下	1年～1年半以下	1年半～2年以下	2年～3年以下	合 計
男性職員						
女性職員				2		2
合 計				2		2

## 6 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、職員が十分に職責を果たすことができない場合に、公務能率を維持するために行う処分をいい、また、懲戒処分とは、職員の義務違反に対して、公務における秩序を維持するために職員の責任を追及する処分をいう。

平成30年度（2018年度）の処分の状況は、次のとおりである。

## (1) 分限処分

(単位：人)

処分理由	地方公務員法	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号			/	/		/
心身の故障の場合	第28条第1項第2号、第2項第1号			193	/	193	/
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号			/	/		/
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号			/	/		/
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号	/	/	/	/		/
条例で定める事由による場合	第27条第2項	/	/	/	/		/
地方公務員法第28条第4項により失職した者		/	/	/	/		/
合 計				193		193	

(注) 1 同一の者が複数回にわたって分限処分を受けた場合は、その数を重複して計上している。

2 2以上の処分事由により分限処分を受けた場合は、主たる処分事由に着目して記載している。

3 休職者の休職期間が延長された場合は、その都度計上している。

## (2) 懲戒処分

(単位：人)

処分理由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号		6	2	4	12
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	3	3			6
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行のあつた場合	第29条第1項第3号		2	1	1	4
合 計		3	11	3	5	22

(注) 1 同一の者が複数回にわたって懲戒処分を受けた場合は、その数を重複して計上している。

2 2以上の処分事由により懲戒処分を受けた場合は、主たる処分事由に着目して記載している。

## 7 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされており、法令及び職務命令に従う義務をはじめとして、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等の、服務上の制約が課せられている。

この制約の一つとして、営利企業等の従事制限があるが、任命権者が職務の遂行に悪影響を及ぼさないと判断したときは、営利企業等への従事を許可することができるものとされている。

平成30年度（2018年度）の営利企業等の従事許可の状況は、次のとおりである。

区分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	287	287

## 8 職員の退職管理の状況

再就職における透明性の確保及び適正化を図ることを目的として、「熊本県退職職員の再就職に関する取扱要領」に基づき、平成30年（2018年）9月に県出資団体等に再就職している県退職者の状況を公表した。また、同じく「管理又は監督の地位にあった熊本県職員の再就職状況の公表に関する取扱要領」に基づき、平成29年度（2017年度）に本庁課長級以上の職で退職した者のうち、民間企業等に再就職している者の状況について公表した。

## 9 職員の研修の状況

職員の研修については、職員の勤務能率の発揮及び増進のため、任命権者ごとに様々な研修を行っている。

平成30年度（2018年度）の実施状況については、次のとおりである。

## 【知事部局】

(単位：人)

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
新規採用職員研修 (前期)	1	平成30年(2018年)4月1日付採用職員等	167	
新規採用職員研修 (中期)	1	平成30年(2018年)4月1日付採用職員等	162	
新規採用職員研修 (後期)	1	平成30年(2018年)4月1日付採用職員等	159	
一般職員4年目研修	1	平成27年度(2015年度)採用職員等	131	
一般職員7年目研修	1	平成24年度(2012年度)採用職員等	85	
一般職員10年目研修	1	平成21年度(2009年度)採用職員等	58	
技能労務職員研修	1	平成5年度(1993年度)～平成8年度(1996年度)に入庁した技能労務職員	54	
所属長特別セミナー	1	ライン所属長等の職にある次長級及び課長級の職員	133	
新任所属長等研修	1	平成30年度(2018年度)に初めてライン所属長等の職についた課長級の職員	50	
新任審議員・総括補佐研修	1	平成30年度(2018年度)に初めて審議員・総括補佐の職についた職員	62	
新任班長等研修	3	平成30年度(2018年度)に初めてライン班長等の職についた職員	126	
スキルアップコース	10	受講希望者から選考	290	
チーム研修	10	受講希望所属の職員	72	
新採トレーナー研修	1	関係所属の新規採用職員育成担当者(新採トレーナー)	139	
新採トレーナーフォローアップ研修 (コーチング)	1	関係所属の新規採用職員育成担当者(新採トレーナー)	35	
育休等代替臨時職員等研修	4	育休等代替臨時職員 臨時採用職員 非常勤職員	78	
チャレンジ塾	6	33歳～40代前半程度で主任主事～主幹までの職員(監督職除く)	33	
ステップアップサポート研修	1	メンタル不調等により支援を要する職員の在籍する所属の人事担当者及び当該職員の直属の上司	47	
任期付職員研修	1	平成30年度(2018年度)任期付職員等	32	
新任人事評価者研修	1	平成30年度(2018年度)に新たに人事評価者になった者のうち、「評価者区分」の一次評価者	99	
目標による管理制度研修	1	平成30年度(2018年度)に初めてライン班長等の職についた職員	121	(新任班長研修として実施)

(注) 知事部局においては、人事課が実施する研修の状況を記載している。

## 【企業局】

(単位：人)

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
特定課題研修	2	全職員	55	

(注) 企業局においては、総務経営課が実施する研修の状況を記載している。

## 【病院局】

(単位：人)

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
院内感染対策研修	2	全職員	114	H30(2018). 8. 24 62人 H31(2019). 2. 19 52人
医療安全研修	2	全職員	114	H30(2018). 8. 24 62人 H31(2019). 2. 19 52人
経営研修	2	全職員	63	H31(2019). 2. 12 43人 H31(2019). 2. 28 20人
資金前渡に係る研修	2	全職員	63	H31(2019). 2. 12 43人 H31(2019). 2. 28 20人
交通安全研修	2	全職員	65	H30(2018). 9. 10 H30(2018). 9. 18 計65人
飲酒運転防止等研修	2	全職員	67	H30(2018). 12. 10 H30(2018). 12. 18 計67人
個人情報保護に係る研修	2	全職員	67	H30(2018). 12. 10 H30(2018). 12. 18 計67人

(注) 病院局においては、総務経営課が実施する研修の状況を記載している。

## 【教育委員会】

(単位 : 人)

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
新規採用教育行政職員及び教育事務職員研修	5日	新任教育行政職員及び教育事務職員	35	
新規採用職員等給与旅費事務研修会	1日	新任教育行政職員	70	
初任者研修(高・特)	15日	初任者	51	
2年目研修(高・特)	2日	平成29年度(2017年度)初任者	43	
初任者研修(小・中・義)	15日	初任者	231	
2年目研修(小・中・義)	2日	平成29年度(2017年度)初任者	198	
幼稚園等新規採用教員・保育士研修	8日	幼稚園・保育所等新規採用教員・保育士	110	
新規採用養護教諭研修	4日	新規採用養護教諭(小・中・県立)	23	
2年目研修(養護教諭)	1日	平成29年度(2017年度)初任者	14	
新規採用栄養教諭研修	7日	新規採用栄養教諭(小・中・県立)	4	
2年目研修(栄養教諭)	2日	平成29年度(2017年度)初任者	3	
新任学校図書館事務職員・新任実習教師・新任寄宿舎指導員研修	1日	新任学校図書館事務職員・新任実習教師・新任寄宿舎指導員(小・中・県立)	7	
3年目教育行政職員及び教育事務職員研修	2日	3年目教育行政職員及び教育事務職員	25	
5年経験者研修(高・特)	5日	教諭5年経験者	132	
5年経験者研修(小・中・義)	5日	教諭5年経験者	194	
養護教諭5年経験者研修	2日	養護教諭5年経験者(小・中・県立)	10	
栄養教諭5年経験者研修	3日	栄養教諭5年経験者(小・中・県立)	5	
6年目教育行政(教育事務)職員研修	1日	6年目教育行政(教育事務)職員	36	
中堅教諭等資質向上研修(高・特)	10日	教諭10年経験者	91	
中堅教諭等資質向上研修(小・中・義)	10日	教諭10年経験者	101	
幼稚園等中堅教諭等資質向上研修	16日	公私立幼稚園教諭等10年経験者	5	
養護教諭中堅教諭等資質向上研修	7日	養護教諭10年経験者(小・中・義務・県立)	8	
中堅学校事務職員研修	1日	学校事務職員10年経験者	12	
特別支援教育指導力向上研修	1日	教諭(小・中・高)	31	
特別支援学校医療的ケア教員研修	2日	医療的ケア実施校の教諭等	1839	

県立学校人権教育主任研修	1日	県立学校人権教育主任	80	
県立学校新任管理職（校長）研修	2日	県立学校新任校長	6	
小中義務教育学校新任管理職（校長）研修	2日	新任校長・副校長	52	
県立学校新任管理職（教頭）研修	2日	新任教頭	9	
小中義務教育学校新任管理職（教頭）研修	2日	新任教頭	67	
学校事務センター給与・旅費グループ長及び共同実施主任研修	1日	事務職員（小・中）	80	
県立学校新任事務長研修	1日	新任事務長	5	
県立学校新任主幹教諭研修	2日	新任主幹教諭	5	
小中義務教育学校新任主幹教諭研修	2日	新任主幹教諭	45	
県立学校管理職（2年目校長）研修	1日	2年目校長	7	
小中義務教育学校管理職（2年目校長）研修	1日	2年目校長	61	
県立学校管理職（2年目教頭）研修	1日	2年目教頭	5	
小中義務教育学校管理職（2年目教頭）研修	1日	2年目教頭	74	
主幹教諭及びスーパーティーチャー研修会	1日	主幹教諭、スーパーティーチャー	34	県立
教職員人事評価制度に係る評価者研修会	3日	新任校長、副校長、教頭、事務長	180	県立
教職員人事評価制度に係る評価者研修会	1日	校長	67	県立
教職員人事評価制度に係る評価者研修会	1日	新任校長、副校長、教頭、事務長	60	市町村立
教職員人事評価制度に係る評価者研修会	1日	校長	60	市町村立
スーパーティーチャー情報交換会	1日	スーパーティーチャー	12	県立
主幹教諭連絡会	1日	校長・主幹教諭	55	市町村立

(注) 教育委員会においては、職階研修の状況を記載している。

## 【警察本部】

(単位：人)

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
初任科	3回	新規採用警察官、同一般職員	108	
初任補修科	3回	職場教養修了警察官	103	
幹部任用科	2回	警部補及び巡査部長昇任者	12	
部門別任用科	4回	警察官	78	

警務部門専科	6回	警察官、一般職員	110	
生活安全部門専科	3回	警察官	61	
地域部門専科	3回	警察官	67	
刑事部門専科	7回	警察官	110	
交通部門専科	6回	警察官	71	
警備部門専科	3回	警察官	45	

(注) 警察本部においては、専科の状況を記載している。

## 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないとされている。

平成30年度(2018年度)の実施状況については、次のとおりである。

#### 【知事部局】

区分	内容	実施状況
職員の保健に関すること	健康診断	定期健康診断
		特殊業務等従事職員健康診断
		人間ドック費用の助成
		じん肺健康診断
		VDT作業従事職員特別健診
		精密再検査費用助成
	健康相談・指導	健康相談、ストレス相談
		ヘルスチェック
		ストレスチェック
		健康診断事後指導
	健康教育	メンタルヘルス研修
		からだの健康づくり研修
		健康の保持増進に関する広報、啓発
	安全衛生管理	衛生委員会の設置、活動の推進
		衛生管理者の養成
		県庁産業医の養成
		長時間勤務健康障害防止対策の推進
	その他	地方職員共済組合熊本県支部が行うメンタルヘルス無料相談事業への助成
職員の元気回復に関すること	職員球技大会等	職員球技大会等の実施
	一般教養	教養室、図書室の管理運営
その他の厚生に関すること	厚生施設	食堂、売店等
	職員住宅	職員住宅
	その他	ライフプラン事業(セミナー、相談員)

#### 【企業局】

区分	内容	実施状況
職員の保健に関すること	健康診断	定期健康診断
	健康相談・指導	産業医による保健指導等
その他の厚生に関すること	職員住宅	職員住宅の維持管理

#### 【病院局】

区分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること	健康診断	定期健康診断（生活習慣病等）
		特殊業務等従事者健康診断
	健康相談・指導	健康相談
		健康相談の集計・分析・通知
		事後指導の実施
	安全衛生管理	衛生委員会及び産業医の設置
		ストレスチェックの実施
		長時間勤務健康障害防止対策の推進
		心の健康の問題により休業した職員の職場復帰支援対策
		メンタルヘルスに関する研修
		安全衛生研修会
その他の厚生に関すること	厚生施設	売店等厚生施設の設置

## 【教育委員会】

区分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること	健康診断	定期健康診断
		人間ドック
		器官別検診
		ストレスチェック
	健康相談・指導	こころの健康相談
		健康診断集計、分析
	健康教育	メンタルヘルス講師派遣事業、健康づくり講師派遣事業、健康セミナー
	安全衛生管理	総括衛生委員会、衛生委員会の設置、活動の推進
		健康管理に関する広報、啓発
	その他	メンタルヘルス調査
		熊本地震に伴う健康調査 医師・臨床心理士の学校派遣
その他厚生に関すること	職員住宅	教職員住宅の維持管理
	その他	ライフプラン事業の推進

## 【警察本部】

区分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること	健康診断	定期健康診断(特定健康診査を含む。) 特殊健康診断(高気圧健康診断等) ストレスチェック その他健康診断
	健康相談・指導	健康相談 健康診断後の指導(特定保健指導を含む。)
	健康教育	メンタルヘルス研修会 生活習慣病予防研修会 禁煙研修会 健康づくり施策
	安全衛生管理	衛生委員会、産業医及び衛生管理者の設置・運営 過重労働対策 休業職員の職場復帰支援
	その他	健康管理に関する広報・啓発
その他の厚生に関すること	警察職員互助会	福利厚生事業 (給付事業、貸付け事業及び福祉事業)
	生涯生活設計	ライフサイクルプラン研修会 (採用後5年29歳以下、30歳、40歳、50歳及び57歳) ライフサイクルプラン(資産形成)担当者研修会 (各所属における生涯生活設計を担当する職員) 採用時生涯生活設計教養 育児休業から職場復帰予定女性職員に対する教養

## (2) 公務災害

平成30年度(2018年度)における職員の公務災害、通勤災害の認定状況については、次のとおりである。

## ① 公務災害

(単位：人)

前年度末 現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ 件 数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		
13	178	160	8	2	21

## ② 通勤災害

(単位：人)

前年度末 現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ 件 数	年度末 未処理件数
		通勤災害 該 当	通勤災害 非 該 当		
1	14	15			0

## 1.1 職員の競争試験及び選考の状況

平成30年度(2018年度)の採用試験等の実施状況については、次のとおりである。

## (1) 採用試験の日程等

試験の種類	公告日	申込受付期間	試験日 (合格発表日)			試験地
職員採用試験	大学卒業程 度・免許資格職 (前期)	30(2018).4.9	第1次	筆記	30(2018).6.24 (30(2018).6.29)	熊本市 東京都
			第2次	面接	30(2018).7.9~7.15 (30(2018).7.19)	熊本市
			第3次	面接	30(2018).7.26~8.1 (30(2018).8.7)	熊本市
	民間企業等 経験者対象	30(2018).4.9	第1次	筆記	30(2018).6.24 (30(2018).7.19)	熊本市 東京都
			第2次	面接	30(2018).8.25~8.26 30(2018).9.1 (30(2018).9.7)	熊本市
			第3次	面接	30(2018).10.6 (30(2018).10.23)	熊本市
	高等学校 卒業程度	30(2018).6.15	第1次	筆記	30(2018).9.23 (30(2018).10.2)	熊本市
			第2次	筆記	30(2018).10.20	熊本市
				面接	30(2018).10.27~10.29 (30(2018).11.8)	熊本市
	免許資格職 (後期) 【看護師以外】	30(2018).6.15	第1次	筆記	30(2018).9.23 (30(2018).10.2)	熊本市
			第2次	筆記	30(2018).10.20	熊本市
				面接	30(2018).10.27~10.29 (30(2018).11.8)	熊本市
警察官採用試験	免許資格職 (後期) 【看護師】	30(2018).6.15	第1次	筆記	30(2018).9.23 (30(2018).10.2)	熊本市
			第2次	筆記	30(2018).11.4	熊本市
				面接	30(2018).11.10~11.11 (30(2018).11.30)	熊本市
	警察官A	30(2018).4.9	第1次	筆記	30(2018).7.8 (30(2018).7.13)	熊本市
			第2次	適性	30(2018).8.4	熊本市
				体力	30(2018).8.5	熊本市
				面接	30(2018).8.11~8.18 (30(2018).8.28)	熊本市
	警察官B	30(2018).6.15	第1次	筆記	30(2018).10.14 (30(2018).10.23)	熊本市
			第2次	適性 体力	30(2018).11.10	熊本市
				面接	30(2018).11.17~11.21 (30(2018).11.30)	熊本市

## (2) 採用試験及び採用選考の実施状況

## ① 職員採用試験

(単位：人)

区分	職種	採用予定者数	第1次試験		大卒第2次試験		大卒第3次、その他第2次試験受験者数	最終合格者数	競争率(倍)	採用者数(7.1現在)
			受験者数	合格者数	受験者数	合格者数				
大学卒業程度	行政	74人程度	360	222	222	99	92	74	4.9	62
	警察行政	9人程度	54	19	19	14	14	9	6.0	9
	教育行政	24人程度	111	65	65	32	31	24	4.6	20
	心理判定員	3人程度	12	9	9	5	5	3	4.0	3
	総合土木	13人程度	25	22	22	19	19	14	1.8	14
	建築	1人程度	6	2	2	2	2	1	6.0	1
	機械	1人程度	5	5	5	3	3	1	5.0	1
	農学	11人程度	44	33	33	17	16	11	4.0	11
	林学	4人程度	12	11	11	6	6	4	3.0	3
	畜産	2人程度	8	4	4	3	3	2	4.0	1
	水産	2人程度	8	6	6	5	5	2	4.0	2
	小計	144人程度	645	398	398	205	196	145	4.4	127
免許資格職(前期)	社会福祉	3人程度	15	9	9	5	5	3	5.0	3
	薬剤師	7人程度	6	5	5	3	3	2	3.0	2
	保健師	6人程度	19	11	11	9	9	6	3.2	6
	小計	16人程度	40	25	25	17	17	11	3.6	11
経験間等(企業対象)	行政	5人程度	90	20	18	9	9	5	18.0	5
	保健師	2人程度	5	3	3	3	3	2	2.5	2
	小計	7人程度	95	23	21	12	12	7	13.6	7
	一般事務	10人程度	140	30			28	11	12.7	8
卒高等程度校	警察事務	4人程度	34	12			11	4	8.5	3
	教育事務	2人程度	11	6			6	3	3.7	3
	一般土木	3人程度	5	4			4	3	1.7	1
	農業土木	3人程度	16	9			8	4	4.0	3
	林業	3人程度	14	6			4	3	4.7	2
	小計	25人程度	220	67	0	0	61	28	7.9	20
免許資格職(後期)	保育士	1人程度	4	3			3	1	4.0	1
	学校図書館事務	2人程度	44	6			4	2	22.0	2
	臨床検査技師	1人程度	18	5			4	1	18.0	1
	看護師	6人程度	20	12			12	6	3.3	6
	小計	10人程度	86	26	0	0	23	10	8.6	10
合計		202人程度	1,086	539	444	234	309	201	5.4	175

## ② 警察官採用試験

(単位：人)

職種	試験の区分	採用予定者数	第1次試験		第2次試験受験者数	最終合格者数	競争率(倍)	採用者数(7.1現在)
			受験者数	合格者数				
警察官A	男性	53人程度	314	211	211	53	5.9	44
	女性	18人程度	94	74	74	18	5.2	15
	小計	71人程度	408	285	285	71	5.7	59
警察官B	男性	36人程度	400	150	150	36	11.1	27
	女性	12人程度	138	49	49	12	11.5	9
	小計	48人程度	538	199	199	48	11.2	36
合計		119人程度	946	484	484	119	7.9	95

## ③ 障害者採用選考

(単位：人)

職種	採用予定者数	第1次試験		第2次試験受験者数	最終合格者数	競争率(倍)	採用者数(4.1現在)
		受験者数	合格者数				
一般事務	8人程度	24	14	13	6	2.2	6
	1人程度			9	1		0
	8人程度			11	4		3
合計	17人程度	24	14	33	11	2.2	9

## (4) 採用選考

(単位：人)

区分	任命権者 職	知 事	教育委員会	警察本部 長	公営企業 管理者	そ の 他	計
人事 交流 等	部 長 級	2	0	0	0	0	2
	次 長 級	0	0	0	0	0	0
	課 長 級	1	13	0	0	0	14
	課長補佐級	0	5	1	0	0	6
	係 長 級	2	19	1	0	0	22
	主任主事	0	3	0	0	0	3
	主任技師	0	0	0	0	0	0
	主 事	1	2	0	0	0	3
	技 師	0	0	0	0	0	0
	職業訓練指導員	2	0	0	0	0	2
一般職員	航空整備士	0	0	1	0	0	1
	学芸員	0	1	0	0	0	1
	航海士	2	2	0	0	0	4
	機関士	2	2	0	0	0	4
	甲板員	0	3	0	0	0	3
	機関員	0	3	0	0	0	3
	司厨員	0	2	0	0	0	2
	警察官A（武道指導）	0	0	3	0	0	3
	医 師	4	0	0	0	0	4
	獣医師	4	0	0	0	0	4
	薬剤師	3	0	0	0	0	3
	理学療法士	1	0	0	0	0	1
	作業療法士	1	0	0	0	0	1
	任期付職員	52	0	0	0	0	52
	小 計	77	55	6	0	0	138
警察官	警 視	0	0	2	0	0	2
	警 部	0	0	0	0	0	0
	警 部 補	0	0	0	0	0	0
	巡査部長	0	0	0	0	0	0
	巡 査	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	2	0	0	2
合 計		77	55	8	0	0	140

## (3) 昇任試験の実施状況

(単位：人)

区分	職	受験者数	最 終 合格者数	競争率 (倍)	試験日
警察官	警 部	489	30	16.3	第1次 30(2018). 5.31 第2次 30(2018). 6.27 第3次 30(2018). 8. 2 (口述、術科)
	警 部 補	608	65		第1次 30(2018). 5.29 第2次 30(2018). 6.25 第3次 30(2018). 7.31 (口述、術科)
	巡査部長	738	90		第1次 30(2018). 9.27 第2次 30(2018). 10.15 第3次 30(2018). 11. 9 (口述、術科)

## (4) 昇任選考の実施状況

(単位：人)

区分	職	知事	教育委員会	警察本部	公営企業管理者	その他	計
一般職員	部長級	6	1	0	1	2	10
	次長級	28	1	0	0	0	29
	課長級	57	7	4	1	2	71
	課長補佐級	109	20	4	3	3	139
	係長級	99	17	6	4	1	127
	小計	299	46	14	9	8	376
官警 察	警視	0	0	17	0	0	17
	小計	0	0	17	0	0	17
合計		299	46	31	9	8	393

## 1.2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

県人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、平成30年（2018年）10月12日に県議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったが、その概要は次のとおりである。

## (1) 民間給与と職員給与の比較

## ① 月例給

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 ((A)-(B))
365,409円	364,705円	704円 (0.19%)

※ 企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内民間事業所の従業員（687事業所のうち214事業所を抽出して実地調査）と職員の4月分給与を調査のうえ、民間事業所の事務・技術関係職種の従業員と職員（行政職）の給与について主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を比較。

## ② 特別給（期末手当及び勤勉手当）

民間のボーナス（賞与等） 4.45月  
職員の期末手当・勤勉手当 4.40月

※ 前年8月から7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較している。

## (2) 給与制度の改正

## ① 月例給

## ア 給料表の改定

民間との比較を行う行政職給料表について、若年層に重点を置いた改定を実施（初任給は1,500円又は1,400円、若年層は1,000円程度、その他はそれぞれ400円引上げを基本。）。他の給料表も行政職給料表との均衡を基本に改定を実施。

※給料表の改定に伴い、給与制度の総合的見直しによる経過措置の対象外となる者については、所要の措置を講ずること。

## イ 扶養手当の改定

平成30年度（2018年度）の子に係る手当額を300円引上げ。（月額8,000円→8,300円）

## ウ 初任給調整手当の改定

国家公務員の見直し内容や本県の給料表改定を勘案し、医師及び獣医師に対する支給月額の限度額を引上げ。

- ・医師・歯科医師 414,300円→414,800円
- ・獣医師 30,400円→30,500円

## ② 特別給（期末手当及び勤勉手当）

ア 民間の支給割合との均衡を図るため、一般の職員の年間支給月数を0.05月分引上げ。（年間4.40月分→4.45月分）※引上げ分は勤勉手当に配分。

イ 6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分。

## ③ 宿日直手当

人事院勧告の内容を勘案し、勤務1回に係る支給額の限度を引上げ。

- ・通常の宿日直勤務：4,200円→4,400円
- ・医師又は歯科医師の宿日直勤務：20,000円→21,000円
- ・人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務：7,200円→7,400円

## [実施時期]

- ① 平成30年（2018年）4月1日
- ② ア：平成30年（2018年）12月1日 イ：平成31年（2019年）4月1日
- ③ 平成30年（2018年）4月1日

## (3) 職員の人事給与等に関する今後の課題

## ① 人事給与制度

- ア 能力及び実績に基づく人事管理の推進
- イ 多様で有為な人材の確保及び育成
- ウ 女性職員の登用
- エ 定年の引上げ

## ② 働き方改革と勤務環境の整備

- ア 総実勤務時間の縮減
- イ 職員の健康管理
- ウ 仕事と家庭の両立支援の推進及びハラスメントの防止
- エ 柔軟で多様な働き方に関する検討

## ③ 危機発生時の勤務条件

## ④ 臨時職員等の勤務条件

## ⑤ 県民からの信頼の確保

【参考】勧告後の平均給与（行政職：平均年齢43歳4ヶ月、平均経験年数21年2ヶ月）

- ・給与月額 + 687円（改定後365,392円）
- ・年間給与 + 29,000円（改定後6,068,000円）

## 13 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成30年度（2018年度）の要求件数等については、次のとおりである。  
(単位：人)

区分	前年度末現在未処理件数	当該年度の措置要求件数	当該年度の処理件数	左の内訳		年度末現在未処理件数
				Aの処理件数	Bの処理件数	
給与						0
旅費						0
休暇						0
執務環境						0
福利厚生						0
転任						0
任用						0
その他						0
合計	0	0	0	0	0	0

## 14 不利益処分に関する審査請求の状況

平成30年度（2018年度）の審査請求件数等については、次のとおりである。  
 (単位：人)

区分	前年度末現在 未処理件数 A	当該年度の 審査請求件数 B	当該年度の 処理件数	左の内訳		年度末現在 未処理件数
				Aの処理件数	Bの処理件数	
分限処分	降 給					0
	降 任					0
	休 職					0
	分限免職					0
小 計		0	0	0	0	0
懲戒処分	戒 告					0
	減 給					0
	停 職					0
	懲戒免職	1		1	1	0
	小 計	1	0	1	1	0
転 任						0
そ の 他						0
合 計		1	0	1	1	0